

2026年度（令和8年度） 日の出町住環境整備事業のご案内

—安心・安全で快適な住まいづくりを応援します—

こんなお悩みありませんか？

- ✓ 屋根の塗装をしたい
- ✓ 老朽化した施設を改善したい
- ✓ ブロック塀を撤去したい

などなど……



対象工事

住宅本体の
修繕・改築、
ブロック塀など
外回りの工事も
含めた改修工事
※単に器具・機器・機
械設備の入れ替えは
対象外

令和9年2月26日
までに工事完了
報告ができる改修
工事

10万円(税別)
以上の改修工事

日の出町商工会
会員事業者が
行う改修工事

※補助対象工事について、他の補助制度を使用していないこと

対象者

- ✓ 申請日時点で町内に居住し、工事完了後も引き続き町内に居住する方
(賃貸住宅の場合、借借人が補助資格者となります)
- ✓ 申請日時点において、町税等を滞納していない方

補助金額

(1年度につき)
1世帯1回限り 最大10万円

※千円未満の金額は切り捨て
※改修工事等の見積額(税別)または工事完了後の
工事額(税別)のいずれか少ない額の5%

申請期間

令和8年6月1日(月)～令和9年2月26日(金)
までに工事完了届を提出できる工事
※必ず工事着工前に申請を行うこと。申請前の着工は対象外。

お問い合わせ

日の出町商工会
日の出町大字平井3231番地1
TEL.042-597-0270
午前9時～午後5時まで
(土・日・祝祭日を除く)



住み続けたいまちへ

くわしくは日の出町商工会HPをチェック!
<https://hinode-shokokai.or.jp/reform/>

